

## マルセル・プレローの憲法学（一）

水波, 朗  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1790>

---

出版情報：法政研究. 49 (4), pp.1-11, 1983-03-25. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

マルセル・プレローの憲法学 (一)

水波 朗

はしがき

- 一 プレローの経歴と著作(以上本号)
  - 二 政治学(以下次号)
  - 三 憲法学
- むすび

はしがき

新カント学派は、遅くも一九三〇年代には、哲学としては死滅した。——このことはわが国の法律学界にあっては、今日ことさらに強調されねばならない。というのは、わが国でも哲学者達のあいだに常識化しているこの事実

が、法学者や法律実務家のあいだでは常識どころではないからである。しかも今日の多くの法学者・法律実務家にとって、新カント派的思考法はいわば空気のように知らず知らずに吸い込み身につけている当然自明の思考枠組だからである。

わが国の公法学界に話を限定しよう。そもそもわが国の公法学界は、一八九二年に「公権論」を、一九〇〇年に「一般国家学」を書いたゲオルヒ・イエリネックのような典型的に新カント派的な学者の理論を導入した美濃部達吉、佐々木惣一といった人達から本格的に始まった。その有力な数多くの弟子達が、これを弘めて、学界の圧倒的な主流たらしめた。わたし自身美濃部達吉博士の徒である河村又介先生や林田和博先生を師として自分の学問を出発させた者であるから、この間の消息は遠い過去の歴史的事実ではないのである。イエリネックの決定的な影響のあとでは同じく新カント派のハンス・ケルゼンの憲法学がわが国の学界に根を下した。宮澤俊義博士、横田喜三郎博士その他の指導的な諸学者がこの形での新カント主義的思考法にたつて事を考え、わが国の憲法学界の新カント派的風潮を決定的なものにしたことは周知の通りである。

ところで第二次大戦前にその学者としての経歴を開始したこれらの指導的な諸学者達、および戦後数年のあいだにそれを開始した世代の諸学者達は、当時のわが国の大学教育が圧倒的にドイツ観念論、ことに新カント派哲学の影響をうけていたこともあって、その青年時代の教養形成の過程で、あるいはヴァインデルバンドあるいはリツカートあるいはコーエンといった新カント派の諸哲学者の少くも名著を直接原典で読んでおり、そうした教養に基づいて法学方法論などまでも十分反省し論議したものであった。このことはさまざまの意味をもっている。第一には幸いにしてこれら代表的諸学者達のイエリネックやケルゼン理解はまずは満足すべき程度に正確で深く、このことがわが国の公法学の発達に実り多い成果をもたらしたことである。第二にはこの正確な受容が例えば憲法学についても、イエリネッ

クやケルゼンの理論を核としてそれをわが国の現状に適用した体系的な憲法理論の出現を可能にした。第三には、しかしこのことが却ってわが国の公法学、ことには憲法学の五十年の遅れを生み出した。

第三の点については、さらに説明を要しよう。これら戦前派・戦中派的な代表的諸学者達は、青年時代の自らの哲学的教養をその後いまだ一度淘汰し直すような暇はなかった。これは専門の憲法学者として立つことに多忙であるためある程度やむをえぬことであって、あながちに咎めるべき筋合のものではない。ところが不幸にしてこれらの憲法学者が大いに活躍してわが国の憲法学を形成している間に、一九三〇年代以後新カント学派が哲学としては完全に死滅して、その後唯の一人もこの学派の哲学的な後継者を出していないのである。一九世紀末以降の新カント派・新ヘーゲル派的ドイツ観念論が決定的に崩壊して、それは存在論的傾向に立つ諸哲学派、生の哲学や現象学や実存主義、ホルトマン・シュラーの新形而上学、トマス主義などに圧倒され尽した。二十世紀の二、三十年代以後、哲学史にも稀な観念論から実在論への一大方向転換が行われているのである。かれらはこうしたことには気付かなかった。おそらくだれ一人として憲法学者は、カントの新カント派的解釈が、どのようにしてハイデガーやハイムゼートによって打ち破られてゆくかを、哲学の現場で検証などしなかったであろう。

では、戦後数年にして新しい学制の下に育った憲法学者達はどうであろうか。かれらはそもそも新カント派の哲学者達の著作を原典によって味読するようなことはない。かれらの新カント派的思考法は、たんに既成の憲法学の大家達の著作を通じて間接的に、何とはなく受取っているだけのものである。したがって、例えばケルゼンについて語っても、はなはだ曖昧で自己矛盾に満ちた解説をしかなしえない。それにしても大半の憲法学者が、明治以来の新カント派的憲法学の枠組の前提の下で事を考え、憲法学上の些細な問題分野に立ち入って、慌だしく「実証的」認識の量的知見を増すことに没頭してきた。それはそれで憲法学の進歩のために必要なことではあるが、しかしこうした事情

の下では、自らの認識を体系化するために必要な最少限の哲学的素養をも、欠落させることになる。実にこの三十年來、わが国ではまだ真に先人を超えて独創的で、論理一貫した体系的な憲法学の書物は、一冊も現われていない。なるほど戦前から始まって、ことに戦後、マルクス主義の法学者、今の場合憲法学者も、ある程度勢いを成した。しかしこれらの憲法学者も純粹に弁証法的唯物論ないし史的唯物論の筋を通して事を語ってきた者は稀で、多くは新カント派的教養にマルクス主義的教説の紛飾を加えたものにすぎなかったから、昨今のようにマルクス主義的思潮の著しい一般的後退が始まると、また再び新カント派的教養の素地に立ちかえって新カント派的法学説を語ることになってきた。これに教科書検定が拍車を加える。教科書検定の制度によって高等学校の教科書からマルクス主義の理論が見事に排除されているから、そこにあるのはただ漠たる新カント派的思考以外の何ものでもない。こうしてわが国では憲法学者の間だけでなく、一般国民の教養の上でも新カント派的思考法はかえって近年いよいよ勢いをえて、無限に再生産されてゆくようにみえる。

このようなわが国での現況は、実は憲法学そのものに大害をもたらしている、と考えられる。というのは、わが国の憲法学者は熱心にフランスやドイツの憲法学の文献を読みながら、実際にはそこにあるものを何もみず、何も学んでいない、という結果をきたしているからである。ドイツの場合をみてみよう。

ドイツの憲法学者達は、流石に敏感に一九三〇年代で新カント学派が終焉を迎えたことを知っている。第二次大戦後の世代の学者で新カント派を標榜して憲法の体系書を書いているようなものを、寡聞にしてわたしは一人も知らない。ケルゼンは決定的に声望を失って、その理論のある部分的な主張が（純粹法学そのものは括弧に入れて）稀に引用されるのみである。では戦後のドイツ憲法学は空白なのだろうか。それどころではない。大いに活躍し体系書をも書いているのは、あるいはルドルフ・スメントの徒であり、あるいはカール・シュミットの徒である。かれらはその

数が多い。しかしゲルハルト・ライプホルツやその徒、ハンス・ペーターズやその徒もその間に介在しているし、近くはフランクフルト派の新マルクス主義の擡頭もある。カール・シュミットはわたしが最近の拙稿「新しい二つの憲法学体系(三)」でそれを論証しようとしたように、トマス・ホブズの国家理論に遡り、その決定的な影響の下に、かつある種の実存主義を加味して発想し、かれの周密な憲法学体系のすみずみまで、この発想を一貫させている。つまり新カント派とはまるで縁の遠いところで、その憲法学を構築しているのである。スメントはディルタイ的な生の哲学に現象学を加えたテオドール・リットを全面的に受け容れたところで発想して、厳密で行き届いたその統合理論の憲法学の体系を築いた。<sup>(2)</sup>ライプホルツは現象学を基底において議會制的代表制さらに民主制一般の一九世紀から二十世紀にかけての変遷の問題にこの学的手法を適用することから出発した。かれのプロテスタント的世界観とともにこの現象学的基底を併せ考えねば、その理論を総体として把握できない。ハンス・ペーターズ(およびフェルディナン・ト・A・ヘルメンス)は、前記の拙稿(一)および(二)で詳しくのべたように、<sup>(3)</sup>西ドイツ憲法学界ではじめてアリストラレス聖トマス主義、つまりトミスムの憲法学の体系化を試みたのである。

現代哲学のさまざまな傾向を代表するこれらの棟梁的な代表者達と、師説を幾分曖昧にしながらこれを継承するその門弟達とが、今日の西独憲法学のほぼ全体を占めているのであるから、そうした学者達の著作を、現代哲学に眼を塞いだ、漠然とした(あるいは明確なそれであっても)新カント派的思考枠組にとらわれた視角でいくら読んでみても、心はそこにはないのであるから見れども見えず、読めども実は読んでいないことになる。読むテキストの全体の趣旨からはずれた、いわゆる断章取義の錯誤に陥って、徒らに引用の飾りを増すだけに終るのである。これではわが国の憲法学界の憲法学は混迷に混迷を重ねて、いつまでたっても明確な論理を一貫させた憲法の新しい体系書が生み出されえず、世界の学問の辺陲の地にふさわしい五十年ギャップは拡大する一方であろう。<sup>(4)</sup>

フランスの憲法学についても同様である。かつてフランスにも哲学者ルノーヴィエのそのような新カント学派は力をえて存在していた。パリ大学法経学部にもケルゼンに親近するシャルル・エイザンマンやカレ・ド・マルベールの後を追うルネ・カピタンや、その他ジョルジュ・ヴデルのような新カント派の学者はいたが、いまは決定的に影響力を喪っている。それにこれらの人達は憲法学の上で巨匠と言えるほどの業績をもってはいない。他方でわが国にもよく知られ、その著作の数多くが翻訳されているモーリス・デュベルジェは、「政党論」のようなモノグラフィを別にすると、その政治学的憲法学は、博識ではあるがよく言われるようにジャーナリスティックで、体系化が表面的である。こうした哲学の基礎を欠いた「実証主義」憲法学も、まったく無意義なわけではないが、影響力の持続性は大いに疑わしい。そしてこうしたフランスの憲法学ならばある程度は正確にこれを読むこともできよう。これにたいし、新カント派的な眼でしかフランス憲法学をみていないわが国の大方の憲法学者が、けっして正しく捉えたことのない、しかしフランスのみならず全世界的に持続的な影響力をこの七十年來もってきたフランス憲法学の一大学派が存在する。古くは現代的なフランス公法学を樹立したモーリス・オーリユー、オーリユーを承けて制度理論を完成したジョルジュ・ルナール、近くはパリ大学のアンドレ・オーリユー、マルセル・プレロー、ジョルジュ・ビュルドーと繋がるトマス主義の系列である。

フランス憲法学の主流的なこの伝統となると、日本の憲法学者の新カント派的な眼には、はなはだ矇朧とした姿でしかみえていない。この伝統の諸学者の著作がしばしば引用されるにもかかわらずそうである。フランス憲法学説史の長い論文が時にかかれて、かれらが採りあげられるにしてもそうである。そもそもこれらの伝統の憲法学者が、トミストであることすら、そこでは気付かれていない。大ていの憲法学者は、わが国では今日只今でもトマス主義とかトミストといった言葉すら、嘗つて聞いたことがないのが現状である。そこでジョルジュ・ビュルドーについては、近

く稿を改めてその巨大な政治学・憲法学の全体を紹介し、論評したい。

本稿においてわたしが採り挙げるのは、マルセル・プレローである。わたしは敢えてかれをもって、現代フランス憲法学の最高峰であるという。

1 「法政研究」四七巻二―四合併号。

2 スメントおよび次にのべるライプホルツの憲法学について、近く別稿を草する予定である。

3 同右、四五巻一号および三―四合併号。

4 こうしたわれわれの主張に反対して、憲法学は哲学抜きにでも成立するし、発展もするものだ。哲学の問題は結局世界観の問題、神々の争いに帰すもので、科学的な憲法学は、そうしたものに執らわれずに、ただひたすら憲法現象を対象化して正確な存在的事実的認識を積み重ねれば足りるはずである、という者もあるかも知れない。しかしそれこそ新カント派の思考枠組の発想法である。本体界と現象界とを実在的に区別して、当為(価値)や哲学の認識対象を物自体的彼岸へと超越させ、それに観念論を加味してしかもこれを相対主義的に説く、といった新カント派特有の考え方を、今日の哲学者は誰も採らない。そもそも本体界と現象界とのこうした仕方での実在的分離が、大いにカント自身の哲学に反する、と分ってきたのである。それに、本稿でしだいに明らかにしてゆくように、対象化、客体化的な認識だけで社会科学、今の場合、憲法学を築けるなどとは、(シュミットも、スメントも、ライプホルツも、ペーターズもそう考えないように)今日の社会科学方法を論は考えないのである。また最後に、今日もつとも興味のあるのは、そもそもこうした新カント派的思考法は、一般的に人間存在の存在論的にみたどういふ存在様態に対応しているのか、という問題である。それは人間存在のある類落態の表現ではないのか。拙稿「ホップズにおける法と国家」法の理論二四七頁以下参照。

## 一 プレローの経歴と著作

マルセル・プレローは、一八九八年一〇月三〇日 Janville で生まれ、パリ大学に学ぶ間に、イタリア(ミラノ大



学)やドイツ(ベルリン大学)にも遊学している。<sup>(1)</sup>そして一九二四年にパリ大学法経学部にて学位論文として提出したのが、「ワイマール憲法および国民経済評議会における職能代表制」である。<sup>(2)</sup>この論文では夥だしいドイツ語の文献を引用しながら、一九一九年のワイマール憲法一六五条に史上はじめて登場した憲法上の機関としての職能代表制議會をテーマとして採り挙げ、中世に遡る職能代表思想の起源をさぐりその意義を評価しながらも、ワイマール憲法の場合の成立過程を吟味しつつ政治学的、憲法学的にみたその多くの困難を分析し、この制度の将来の展望については慎重な立場をとって、ドイツの政治家達や学者達の躊躇をむしろ是認し、「世論の、ことに労働組合組織の成熟」の時を期している。<sup>(3)</sup>こうした問題を学位論文のテーマに選んだことが、すでに後述のトマス主義的な多元的国家論への関心を示しているのである。

プレローはその後、リール、ストラスブール、モンペリエの諸大学を経て、パリ大学法経学部教授となった。これがパリ大学に招かれたのは一九五六年その法経学部にて初めて設けられた政治学の講義を行うためであった。しかしこれが正式に「政治社会学」の講義科目名で政令による正式のプログラムとなるのは一九六一年からで、プレロー自ら説明するところでは、この科目は政治制度論でもなく政治思想史でもなく国際関係論でもないという狭められた領域で、政治の「組織化された社会の」側面 *aspect societaire* を探求するものである。<sup>(4)</sup>なおかれは後に、「政治制度および憲法」や「政治思想史」の科目の講義をも担当するのである。

他方前述イタリア留学の成果は、ストラスブール大学教授時に行われた翻訳と著作に示される。翻訳は、イタリアの学者ドン・ルイジ・スルツオの書の仏訳「イタリアとファシズム」である。<sup>(5)</sup>著作は一九三六年に公刊された「ファシズム国家」である。<sup>(6)</sup>後者では、一九二〇年前後からのムッソリーニによるファシズム運動の歴史を多数のイタリア語文献によってきわめて客観的に描いているのみでなく、この理論らしい理論のない運動に透徹した分析のメスを

入れて、独裁制の（後にかれの体系書でも説かれるような）本質を摘示する。前の学位論文の幾分重い文体を脱したこの著者独得の明澄な文体でもってそれらが説かれているのである。

パリ大学では法経学部長となり後に総長ともなった。しかしこうした大学人としての経歴は、プレローの半面であって、かれは早くから同時に政治家としても活躍した。第二次大戦前キリスト教労働者フランス連合とも結びついた政党「人民民主党」C.D.P.の一九二四年の結成の際の政綱作りに参加している。第二次大戦後ドゴール派に加わって「フランス人民連合」R.P.F.に属する国民会議（下院）代議士（Daubs 選挙区選出）となり、この党の執行委員をも務める（一九五二―五六年）。そして一九五三年「人民共和派」M.R.P.のポール・コスト・フロレが第四共和国憲法改正の担当大臣となった時、プレローも「国民会議普通選挙委員会」の委員長として一九五四年一月七日のかなり大きな憲法改正に貢献した。<sup>(7)</sup> そのあとドゴールが政権に復帰して一九五九年「共和国民主連合」を創立した時、同党の元老院（上院）の議員となって所属委員会を代表し幾度かの重要な議会報告を行っている。<sup>(8)</sup> プレローはさらに、第五共和国憲法下での「憲法評議会」の副議長でもあったし、またストラスブールにその本拠のあるヨーロッパ会議の議長を勤め、一九七三年に亡くなった。

こうした経歴をもつプレローは三冊の主著を遺している。一つは「憲法綱要」Précis de Droit constitutionnel, 1950, およびそれを引き続く「政治制度と憲法」Institutions politiques et Droit constitutionnel, 1957 である。本書の一九八〇年の第八版は、パリ大学のジャン・ブレイが後半三分の一にかなり多く手を加えている。<sup>(9)</sup> 九〇〇頁を超えるこの書がどれほど卓越した体系書であるかは、後に叙べよう。その二は「政治思想史」Histoire des Idées Politiques, 1961 で、本書の一九八〇年の第七版は、『カン大学のジョルジュ・レクユイエが加筆している。<sup>(10)</sup> 同じく八〇〇頁ばかりのこの書がフランスにおける政治思想の通史の量・質ともに第一等のものである、ということに異を唱

える者はなさそうである。その三は「政治社会学」*Sociologie politique*, 1969 であって、これが驚くほど実証的な豊かな内容に満ちながらしかも明快でよく整った体系化の高みに達した政治学実体は国家学の書物であることは、すぐ続いて論ずるであろう。政治学、政治思想史、憲法学の三つの学問分野で、他に追随を許さぬ主著を書くプレロトの博識と理論的頭脳とは、まことに驚くべきものがある。<sup>(12)</sup>

本稿はプレロトの憲法論の体系を、現代フランスの他の多くの憲法学者達と比較しながら、その基本的特徴において浮び上がらせることを主眼とする。しかしこの目的の範囲内で、まずは彼の政治学的・政治思想史的諸著作によって、その政治理論、実は国家理論の要点を吟味しよう。そして新カント派的な眼では、それがかならず見損われることを具体的事例に即してのべよう。

- 1 *Dictionnaire de la politique française*, 1967, Librairie française, p. 878.
- 2 Marel Prélôt, *La Représentation professionnelle dans la Constitution de Weimar et le Conseil économique national*, 1924, Edition Spes, Paris.
- 3 *ibid.*, p. 145—6.
- 4 M. Prélôt, *Sociologie politique*, 1973, p. 8, p. 12, p. 14 et s.
- 5 Luigi Sturzo, *Italie et fascisme*, trad. M. Prélôt, 1925, Alcan, Paris.
- 6 M. Prélôt, *L'Empire fasciste*, 1936, Sirey, Paris.
- 7 *Sociologie politique*, p. 461, p. 480; M. Prélôt, *Institutions politiques et Droit constitutionnel*, 8. éd. 1980, p. 560. 回替④ 4. éd. 1969, p. 560 によれば、一九五六年には社会党の分派の Républicains Sociaux 所属となつてゐる。なお *Dictionnaire*, *ibid.*, p. 878.
- 8 M. Prélôt, *Institutions politiques*, 4. éd. 1969, p. 588, p. 740.
- 9 M. Prélôt, *Précis de Droit constitutionnel*, 1950, Dalloz, Paris. ④ ⑤ *Institutions politiques et Droit constitutionnel*.

- 10 *ommel*, 1. éd. 1957, Dalloz, Paris ; Marcel Prélot et Jean Moulnois, *ibid.*, 8. éd. 1980.
- 10 M. Prélot, *Histoire des idées politiques*, 2. éd, 1961, Dalloz, Paris ; Marcel Prélot et Georges Lescuyer, *ibid.*, 7. éd. 1980.
- 11 M. Prélot, *Sociologie politique*, 1969, Dalloz, Paris.
- 12 この外に講義録として 'Sociologie politique, D. E. S. *Partie générale*, Les Cours de Droit, 1967 Paris ; *Le droit des Assemblées internationales*, Recueil des cours, 1961, Sijthoff, Leyde, 『政治学』 *L'évolution politique du Socialisme français*, 1939, Spes, Paris ; *La Science politique*, 4. éd., 1969, P. U. F. ≪Que Sais-Je?≫ n°909, Paris ; *Communiqué aux réunions d'études de Sitzes*, Barcelon, 1951, 『政治学』 第1巻 第1号 Jean Controt, Aldous Huxley, Marcel Prélot, *Entretiens sur les sciences de l'homme*, un essai collectif de coordination, 1937, Hermann, Paris, 『政治学』 第1巻 第1号 M. Prélot et F. G. Genuys, *La libéralisme catholiques*, 1969, A. Collin, Paris による。
- 『政治学』 第1巻 第1号 次の標本物による。 *Politique d'Aristote*, Texte français présenté et annoté par Marcel Prélot, Bibliothèque de la science politique, 1950, P. U. F. Paris. この標本のトニクエトニクニ並列して、このプレローの『政治学』の意味については、次節の『政治学』による。